

上田市の児童に豊かな放課後を
～上田市放課後児童対策～

◆健全育成対策の目標

放課後の子どもたちの健全育成を図るため
子どもたちが安心して遊べる環境を児童に提供する

現状と課題

- ・児童館・児童センターの設置状況は小学校区によって偏りがあるが(10館/25校)、全小学校区に設置することは、用地取得費及び建設費の面から、現実的には困難である。
- ・児童人数や地域の実情により児童館、児童センターの設置が必要のない校区も存在することから、地域の要望や利用する児童数に応じて、施設を建設することなく、学校施設等を活用した「放課後の居場所」を整備することが課題となっている。

上田市のとるべき具体的な方策

- ・安心で安全な遊び場の提供として、児童館、児童センターは現状のまま運営していく。
- ・児童館、児童センターのない小学校区では、必要に応じて、放課後の小学校の体育館、特別教室等を拠点として「(仮称)放課後児童ひろば」をモデル的に実施。地域との連携も図りながら、子どもたちの放課後を見守る。(週に2日～3日、放課後～下校時まで)

◆留守家庭対策の目標

働きながら子どもを育てる保護者への支援をするために
保護者が安心して働けるための施設を整備する

現状と課題

- ・既存の留守家庭対策施設(放課後児童クラブ)には、民間で立ち上げた学童保育所・旧上田市のこども館・旧町村の児童クラブがあるが、地域や施設によって性質や内容が異なっており、サービスを受ける市民に分かりにくい制度となっている。
- ・こども館は、小学校の余裕教室の利用、空き公共施設を活用しているため、施設規模が限られており、今以上の児童を受け入れることは困難な状況である。
- ・放課後児童クラブの開館時間や運営内容の充実を要望する保護者が多く存在し、施設のない地域についての設置要望も高い。
- ・放課後児童クラブは働く親の支援を目的とし、家庭に代わる生活の場として、基本的な生活の機能を満たす場を提供しており、それらの機能を確保するため、利用者には応分の負担を求めていく必要がある。

上田市のとるべき具体的な方策

- ・留守家庭に代わる生活の場としての放課後児童クラブを全小学校区に設置していく。
- ・上田こども館、丸子児童クラブ、真田ふれあいの館で時間延長、受け入れ枠の拡大、職員の増員などのサービスの拡大を行うとともに、こども館の有料化、料金体系の統一化を図る。
- ・既存の放課後児童クラブのない小学校区については、余裕教室や市の施設を活用して設置していく。また老朽化や問題を抱えた施設については移設、新設の方向も検討する。
- ・多様化するニーズに効果的・効率的に対応するため、全てに指定管理者制度を導入し、利用者サービスの質の向上を図る。

放課後児童施設 再編内容

現 況

児童館条例		放課後児童クラブ条例				
児童館・児童センター		放課後児童クラブ 計 22館				
10 館		こども館	児童クラブ	学童保育所		
18歳未満児童		8 館	8 館	6 館		
なし		留守家庭児童				
なし		あり(登録制)				
無料		有料 (円/月)				
		無料	5,000	3,000 5,000	6,000 10,000	6,000 12,000
上田 8館 丸子 1館 真田 1館		上田 8館	丸子 4館	真田 4館	上田 5館	武石 1館
施設	児童館・児童センター	こども館				
対象	18歳未満児童	留守家庭児童				
定員	なし	あり(登録制)				
料金	無料	有料 (円/月)				
		無料	5,000	3,000 5,000	6,000 10,000	6,000 12,000
		上田 8館 丸子 1館 真田 1館	上田 8館	丸子 4館	真田 4館	上田 5館 武石 1館
8時						
9時						
10時	(土曜日)					
12時		長期休み 学校休業日				
1時						
2時						
3時						
5時						
6時						
7時						



再 編 案

児童館条例		放課後児童クラブ条例				
児童館・児童センター		放課後児童クラブ 計 26館				
10 館		児童クラブ	学童保育所			
18歳未満児童		20 館	6 館			
なし		留守家庭児童				
なし		あり(登録制)				
無料		有料				
		こども館の有料化 利用料金の統一 月10日以上の利用: 3,000円/月 月10日未満の利用: 300円/日				
		利用料金の統一 6,000円/月				
上田 8館 丸子 1館 真田 1館		上田 12館	丸子 4館	真田 4館	上田 5館	武石 1館
施設	児童館・児童センター	児童クラブ				
対象	18歳未満児童	留守家庭児童				
定員	なし	あり(登録制)				
料金	無料	有料				
		こども館の有料化 利用料金の統一 月10日以上の利用: 3,000円/月 月10日未満の利用: 300円/日				
		利用料金の統一 6,000円/月				
		上田 8館 丸子 1館 真田 1館	上田 12館	丸子 4館	真田 4館	上田 5館 武石 1館
8時						
9時						
10時	(土曜日)					
12時						
1時						
2時						
3時						
5時						
6時		地元 公民館 併設			児童 クラブ 併設	
7時						

放課後児童施設 再編計画

現 行

地域	中学校区	小学校区	健全育成 施設数		留守家庭対策 施設数		
			児童館	児童センター	放課後児童クラブ [22]	こども館 (直営)	児童クラブ (直営)
12	25	[10]	児童館	[10]	放課後児童クラブ [22]	こども館 (直営)	8
			児童センター		児童クラブ (直営)	8	
					学童保育所 (旧民間)	6	

再 編 案

健全育成 施設数	留守家庭対策 施設数
放課後児童ひろば (モデル)	旧民間施設→学童保育所 6

上田	東		※東部こども館	
	神川	神川児童センター		
	二	清明		※清明こども館
		塩尻	秋和児童センター	
	三	西小	緑が丘児童館	
		北小	大星児童センター	学童保育所太郎の家
	四	城下	朝日が丘児童館	学童保育所たんぼぼ
		南	川辺町児童センター	学童保育所トットの家
	五	神科	神科児童センター	※学童保育所どんぐり
		豊殿		※豊殿こども館
	塩田	東塩田	東塩田児童センター	
		中塩田		※中塩田こども館
		塩田西		※塩田西こども館
	六	川辺	川辺町児童センター	※川辺こども館
学童保育所ハッタの家				
浦里			浦里こども館	
川西			川西こども館	
丸子	丸子中央	下丸子児童館	※丸子中央児童クラブ	
	西内		※西内児童クラブ	
	丸子北		※丸子北児童クラブ	
	塩川		※塩川児童クラブ	
真田	菅平		※菅平児童クラブ	
	真田	長	※長児童クラブ	
		傍陽	※傍陽児童クラブ	
	本原	真田児童館	※本原児童クラブ (旧民間施設)	
武石	武石		学童クラブピーターパン	

	※東部児童クラブ
神川児童センター	※神川児童クラブ (旧民間施設)
	※清明児童クラブ
秋和児童センター	※秋和児童クラブ (旧民間施設)
緑が丘児童館	※西小児童クラブ (旧民間施設)
大星児童センター	学童保育所太郎の家
朝日が丘児童館	学童保育所たんぼぼ
川辺町児童センター	学童保育所トットの家
神科児童センター	※学童保育所どんぐり
	※豊殿児童クラブ
東塩田児童センター	※東塩田児童クラブ (旧民間施設)
	※中塩田児童クラブ
	※塩田西児童クラブ
川辺町児童センター	※川辺児童クラブ
	学童保育所ハッタの家
	浦里児童クラブ
	川西児童クラブ
下丸子児童館	※丸子中央児童クラブ
	※西内児童クラブ
	※丸子北児童クラブ
	※塩川児童クラブ
	※菅平児童クラブ
	※長児童クラブ
	※傍陽児童クラブ
真田児童館	※本原児童クラブ (旧民間施設)
新設児童館 (21年度建設) (学童保育所併設)	学童保育所ピーターパン

※は小学校敷地内にある施設

留守家庭対策の変更点について

1 留守家庭対策施設を学童保育所と児童クラブに再編

地域	現行	変更案	地域	現行	変更案
上田	学童保育所	学童保育所	上田	こども館	児童クラブ
武石	学童クラブ		丸子	児童クラブ	
		真田	ふれあいの館		

2 未設置4校区に児童クラブを新設（西小学校、塩尻小学校、神川小学校、東塩田小学校）

3 指定管理者制度の導入（児童クラブ）（学童保育所は導入済）

- ・現在の職員体制が大きく変更とならないよう調整

4 サービスの拡充

- ・利用時間の延長（児童クラブ）
閉館時間 現行午後6時 ⇒ 午後7時まで延長
土曜日、長期休み等の開館時間 現行午前9時 ⇒ 午前8時から受入開始
- ・全館土曜日の開館（児童クラブ）
- ・年始の休館日数を短縮 現行1月6日まで ⇒ 1月3日までに（こども館）
- ・受け入れ枠を状況に応じて拡大
小学校低学年 ⇒ 施設の規模や利用状況により高学年の受入も実施
- ・職員体制の充実（こども館）
時間帯やクラブの規模に応じて、職員1人～4人で対応

5 受益者負担（利用料）の統一

(1) 学童保育所

一人当たり	月額6,000円の定額制	利用料の軽減
		二人目以降は2分の1(3,000円)

(2) 児童クラブ

一人当たり	月利用日数10日以上の場合	月額3,000円の定額制
	月利用日数10日未満の場合	1日300円の日額制

利用料の軽減

- ・兄弟利用の場合の軽減：次の内容で、二人目以降2分の1に軽減

利用日数の一番多い児童 (日数が同じ場合は一人) 以外の児童	月利用日数10日以上の場合	月額1,500円の定額制
	月利用日数10日未満の場合	1日150円の日額制

- ・母子、父子家庭の場合の軽減：児童全員が通常の2分の1に軽減

一人当たり	月利用日数10日以上の場合	月額1,500円の定額制
	月利用日数10日未満の場合	1日150円の日額制

放課後児童クラブアンケート集計

小学校名 **西小学校**

配布数	回答数	回答率
387	252	65.1

nは回答総数

Q4 児童クラブの利用希望	n=252	回答数	割合	rank
1 利用したい		61	24.2	2
2 一時的に利用したい(どのようなとき)		59	23.4	3
3 利用希望はない		126	50.0	1
NAorNG		6	2.4	4
どのようなとき				
1 学校休業日(夏休み等)		9	3.6	3
2 誰も預かってくれる人がいないとき		19	7.5	1
3 急用や病気の時		15	6.0	2
4 仕事で遅くなる時		7	2.8	4
5 児童館の閉館時間帯に		1	0.4	6
6 子どもが行きたいとき		-	-	-
7 仕事の時		4	1.6	5
8 土曜日		-	-	-
NAorNG		-	-	-

放課後児童クラブアンケート集計

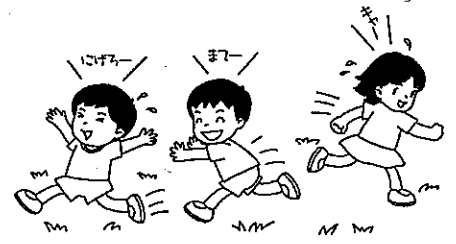
小学校名 **塩尻小学校**

配布数	回答数	回答率
191	146	76.4

nは回答総数

Q4 児童クラブの利用希望	n=146	回答数	割合	rank
1 利用したい		31	21.2	3
2 一時的に利用したい(どのようなとき)		45	30.8	2
3 利用希望はない		67	45.9	1
NAorNG		3	2.1	4
どのようなとき				
1 学校休業日(夏休み等)		2	1.4	4
2 誰も預かってくれる人がいないとき		12	8.2	2
3 急用や病気の時		15	10.3	1
4 仕事で遅くなる時		6	4.1	3
5 児童館の閉館時間帯に		1	0.7	6
6 子どもが行きたいとき		-	-	-
7 仕事の時		2	1.4	4
8 土曜日		1	0.7	6
NAorNG		-	-	-

21年度 児童クラブ利用案内



放課後児童クラブとは

保護者が仕事や病気等により昼間家庭にいない児童（主に小学1～3年生）に、適切な遊びや生活の場を提供し、心と体を豊かに育む施設です。児童の学校の余裕教室や学校に近い市の施設等を利用し、クラブの指導員が指導にあたります。

家庭的な雰囲気の中で、児童の自主性、主体性を重んじ、自由でのびのびとした保育を行ないます。

【ご利用できる方】

就労等で昼間家庭に保護者のいない家庭の小学生（1～6年生）
※保護者とは、父母のほか祖父母等同居の成人を含みます。

【開館時間】

平日（月曜日～金曜日） …… 放課後 ～ 19:00
土曜・学校休業日（夏休み、春休み） …… 8:00 ～ 19:00
※学校が早く終わるような場合は、開館時間を早めます

【休館日】

日曜日 祝祭日 8/13～8/16 12/29～翌年1/3

【利用料】

月10日以上の利用：定額 3,000円
月10日未満の利用：1日 300円の日額
※きょうだい利用、母子父子家庭の場合1/2の軽減があります。
※その他おやつ代、保護者会費等がかかる場合があります。

【帰宅時の送迎】

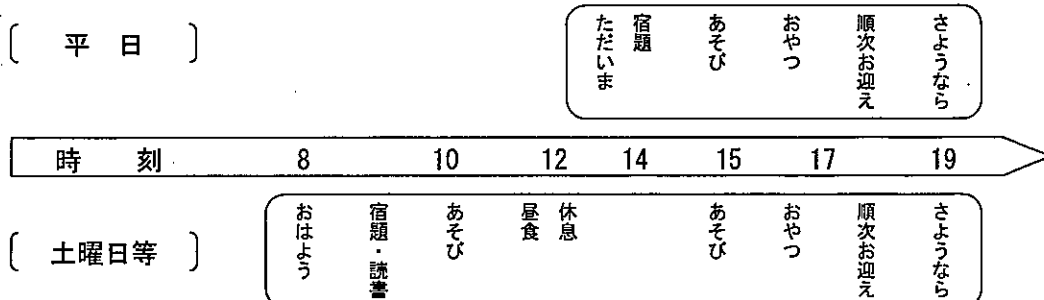
原則として、保護者の方にお迎えをお願いしています。また、土曜日や学校休業日など、自宅からクラブに来る場合も保護者の送迎を基本とします。

クラブ内でのケガ、病気などに際しては、状況に応じて迎えに来ていただく場合があります。

【土曜日等の昼食】

土曜日、学校休業日、学校給食のない平日など、お昼をはさんでクラブを利用する場合は、必ずお弁当を持たせてください。

【クラブでの生活の流れ】



【申請方法】

利用申請書、就労証明書を記入の上、申請期間中に教育委員会学校教育課へ提出していただくか、郵送による申し込みをしてください。

(21年4月以降の申請は児童クラブへ提出してください。)

4月からの利用を希望される方は、下記枠内の申請書受付期間の申請をお願いします。

【一時利用】

普段利用をしていなくても、次のような場合は一時的に利用することができます。

- ・夏休み、春休みの間だけ使いたい…
- ・家にはいるが、産前産後のため利用したい…
- ・冠婚葬祭のため家を空けなければならない…など

申請方法は上記の申請方法と同様に各クラブへ申請をしてください。

その場合、なるべく利用希望日のおおむね一週間前までに申請をお願いします。

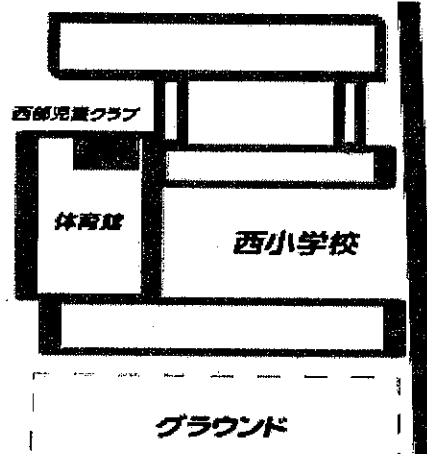
【その他】

- ・申し込みの状況により、小学校低学年のお子さんの利用を優先させていただく場合があります。
- ・クラブの利用を中止する場合は、速やかに児童クラブ（学校教育課）までご連絡ください。
- ・児童の体調について心配がある場合は、必ず指導員にお知らせください。

利用申し込みのスケジュール	・12/1（月）～ 申請書配布 ・12/9（月）～12/19（金）申請書受付期間 8:30～18:00（土日祝日を除く） ・1月中 利用審査 ・2月中 利用決定を保護者あてに通知します。
---------------	---

募集については、広報うえだ12月1日号、上田市ホームページにも掲載します。
ホームページからも申請書、就労証明書がダウンロードできます。

所在地
西部児童クラブ
上田市常磐城5-1-53
(体育館クラブハウス)



所在地
塩尻児童クラブ
上田市上塩尻219
(体育館クラブハウス)

